

○ 現場代理人、技術者等に関する留意事項（R2.6.8）（高知市上下水道局）

公共工事においては、建設業法等に基づき、現場代理人、主任技術者・監理技術者の配置が必要となります。（高知市上下水道局発注の工事においては、配水管工事技能者・給水装置工事主任技術者が条件により必要となる場合があります。）。

また、建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされています。

以下の内容はこれら現場代理人、技術者等に関する留意事項です。技術者等の配置に係る、兼務の可、不可については、別表（別添添付ファイル）にまとめていますので参照ください。

1 現場代理人について

(1) 現場代理人の資格要件

特別な資格は要しませんが、直接的かつ恒常的な雇用関係（正社員）であることが必要です。

(2) 現場代理人の常駐

現場代理人は、工事現場に常駐することを契約約款において義務づけています。「常駐」とは当該工事のみを担当していることだけでなく、工事期間中特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理等を行い、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないようにしなければなりません。

(3) 現場代理人の兼務

現場代理人は常駐を要することから特別な場合を除いて他の工事と重複して現場代理人となることはできません（別途「現場代理人の兼務の取扱いについて」参照）。

また、契約約款により、現場代理人、主任技術者・監理技術者、専門技術者は兼務できることとしているほか、常駐が義務付けられていない給水装置工事主任技術者についても、現場代理人との兼務を認めています（同一請負契約に限る）。

なお、営業所における専任の技術者（以下「営業所の専任技術者」という。）及び経營業務の管理責任者は、常駐が義務づけられている現場代理人となることはできません。

2 主任技術者・監理技術者について

(1) 主任技術者・監理技術者の資格要件

① 直接的かつ恒常的な雇用関係（正社員）であること。

ただし、専任の場合は、公告日以前に3か月以上の雇用関係があることを要します。

② 工事を施工するために必要な技術者資格を有すること。

（主任技術者の場合：建設業法第7条2号による）

（監理技術者の場合：建設業法第15条2号による）

③ 「②」とは別に定める要件等があれば、その要件を満たす者であること。

(2) 主任技術者・監理技術者の専任について

公共性のある工作物に関する重要な工事において設置する主任技術者・監理技術者は、工事

1 件の請負金額が 3,500 万円（建築一式工事においては 7,000 万円）以上の場合は、原則として工事現場ごとに専任で配置しなければなりません（建設業法施行令第 27 条）。

また、原則として、営業所の専任技術者や経營業務の管理責任者との兼務はできませんが、専任を要しない工事においては例外的に、後述の 5-(3)及び 6-(3)の要件を満たす場合には、兼務することが認められます。

(3) 二以上の工事を同一の専任の主任技術者・監理技術者が兼務できる場合について

密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができます（建設業法施行令第 27 条第 2 項）。

また、契約工期の重複する複数の工事について、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められる場合（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）には、全体の工事を同一の主任技術者又は監理技術者が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を同一の工事とみなして、当該技術者が当該複数工事全体を管理することができます（監理技術者制度運用マニュアル 三 (2)）。

3 配水管工事技能者について

(1) 配水管工事技能者の資格要件

配水管継ぎ手作業に従事する配水管工事技能者は、高知市上下水道局配水管工事技能者として高知市上下水道局（水道整備課）に登録されている者でなければなりません。

なお、直接的な雇用関係（正社員）であることが必要です。

また、口径 500 ミリメートル以上のダクタイル鋳鉄管の配水管布設工事については、（公社）日本水道協会の配水管工事技能者「大口径」等の登録も必要になります。詳しくは、水道整備課ホームページをご覧ください。

(2) 配水管工事技能者の常駐（専任）

配水管工事技能者は、配管作業中は工事現場に常駐し、自らも配水管工事を行うとともに、他の従事者が施工した配水管工事についても最終確認をするものとします。

(3) 配水管工事技能者の兼務

① 他工事との兼務について

配水管工事技能者は、配管作業等が開始される（現場施工に着手する）日から終了する（現場施工が完了する）日まで常駐（専任）を要することから、他工事との兼務は認められていません。

② 現場代理人との兼務について

配水管工事技能者との兼務は原則できませんが、配管作業を管理する「配水管工事技能者」の他に、別途、配管作業に従事する「配水管工事技能者」を配置できる（下請可）場合に限り、本工事の現場代理人と兼務することができるものとします。

この場合、配管作業に従事する「配水管工事作業員届」を工事担当課に提出する必要があります。

また、下請け業者において、別の配水管工事技能者を配置する場合は、直接的な雇用関係（正

社員)であることが必要です。

③ 主任技術者又は監理技術者との兼務について

配水管工事技能者は、別途工事における主任技術者・監理技術者(一括発注の場合は除く)を兼ねることはできませんが、同一請負契約及び近接工事に限り、主任技術者又は監理技術者を兼務することができます。

④ 営業所の専任技術者及び経營業務の管理責任者との兼務について

営業所の専任技術者及び経營業務の管理責任者は、配水管工事技能者となることはできません。

4 給水装置工事主任技術者について

(1) 給水装置工事主任技術者の資格要件

給水管切替工事を指導・監督する給水装置工事主任技術者は、高知市上下水道局(お客さまサービス課)に登録されている高知市上下水道局指定給水装置工事事業者で選任されている者でなければなりません。

なお、直接的な雇用関係(正社員)であることが必要です。

(2) 給水装置工事主任技術者の常駐

給水装置工事主任技術者は、常駐の必要はありません。

(3) 給水装置工事主任技術者の兼務

別表(別添添付ファイル)を参照して下さい。

5 営業所の専任技術者の取扱いについて

(1) 営業所の専任技術者とは

建設業法第7条第2号において建設業の許可要件として、許可を受けて建設業を営もうとする全ての営業所に専任の技術者を置かなければならないこととされています。

「専任」とは原則として他の業務との兼務を認めないことを意味し、「営業所の専任技術者」は、請負契約の締結に当たり技術的なサポート(工法の検討、注文者への技術的な説明、積算見積等)を行うことがその職務であるため、所属する営業所に常勤していることが原則です。

なお、1人で複数工種の営業所の専任技術者を兼任することは可能です。

(2) 現場代理人との兼務について

現場代理人は、工事現場に常駐しなければならないため、営業所の専任技術者との兼務はできません。

(3) 主任技術者又は監理技術者との兼務について

営業所の専任技術者は、原則的には、主任技術者又は監理技術者と兼務はできませんが、当該工事の技術者として専任を要しない場合において、次の要件を満たすときには、兼務が可能です(監理技術者制度運用マニュアル 二-二(5))。

① 当該 営業所において請負契約が締結された工事

② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営

業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にあること。

6 経營業務の管理責任者の取扱いについて

(1) 経營業務の管理責任者とは

経營業務の管理責任者とは その営業所において 営業取引上対外的に責任を有する地位にあって建設業の経營業務について総合的に管理し執行した経験を有した者を言い、建設業の許可を取得するためには、その知識経験を十分に有する人を経営管理の責任者としてあらかじめ配置しておく必要があります。また 経營業務の管理責任者は常勤でなければなりません。

なお、営業所の専任技術者と経營業務の管理責任者を兼任することは可能です。

(2) 現場代理人との兼務について

現場代理人は、工事現場に常駐しなければならないため、経營業務の管理責任者との兼務はできません。

(3) 主任技術者又は監理技術者との兼務について

営業所の専任技術者の場合と同様の条件で兼務可能です（5-3参照）。

7 配置技術者等の変更について

配置技術者等については、適正な施工確保を阻害するおそれがあることから、原則工期途中での交代を認めておりません。ただし、病休・死亡・退職などの特別な理由がある場合や、工場での製作期間と現場での据付期間とで変更を認める場合等は除きます。

配置技術者等の変更が必要となった場合は、事前に担当工事課及び契約担当にご相談ください。

8 技術職員の略歴書の提出

入札参加資格申請書に添付している「技術職員の略歴書」は、各工事における配置技術者が資格要件を満たしているかどうかの確認や登録業者の技術者把握等のための資料としています。このため、常に最新の情報が必要となりますので、退職や新規雇用等により提出時の内容に変更があった場合には、速やかに 変更届を提出してください。

9 その他

各種書類への虚偽記載や前記の留意事項に違反した場合は、指名停止等の措置を行うことがあります。